

第 128 条の 3 の 2 新旧対照表

新	旧
<p>(制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室)</p> <p>第 128 条の 3 の 2 法第 35 条の 2 (法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。次条において同じ。) の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号のいずれかに該当するもの (天井の高さが 6m を超えるものを除く。) とする。</p> <p>一 床面積が 50m² を超える居室で窓その他の開口部の開放できる部分 (天井又は壁 (床面から天井までの垂直距離に応じて国土交通大臣が定める部分 (令和 7 年国土交通省告示第 992 号) に限る。) にある部分に限る。) の面積の合計が、当該居室の床面積の 50 分の 1 (火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる給気口及び排気口 (令和 7 年国土交通省告示第 993 号) を有する場合にあつては、給気口の開口面積、排気口の高さ及び居室の床面積に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した割合 (令和 7 年国土交通省告示第 993 号)) 未満のもの</p> <p>二 法第 28 条第 1 項ただし書に規定する温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室で同項本文の規定に適合しないもの</p>	<p>(制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室)</p> <p>第 128 条の 3 の 2 法第 35 条の 2 (法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。次条において同じ。) の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号のいずれかに該当するもの (天井の高さが 6m を超えるものを除く。) とする。</p> <p>一 床面積が 50m² を超える居室で窓その他の開口部の開放できる部分 (天井又は天井から下方 80cm 以内の距離にある部分に限る。) の面積の合計が、当該居室の床面積の 50 分の 1 未満のもの</p> <p>二 法第 28 条第 1 項ただし書に規定する温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室で同項本文の規定に適合しないもの</p>